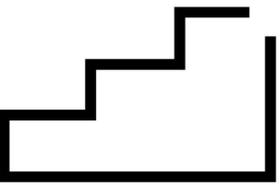


子どもの貧困に、本質的解決を。

**Learning  
for  
All** 

NPO法人Learning for All  
地域をつなぐ「子どもの居場所」



## 認定NPO法人 Learning for All 子ども支援事業部 エリアマネージャー

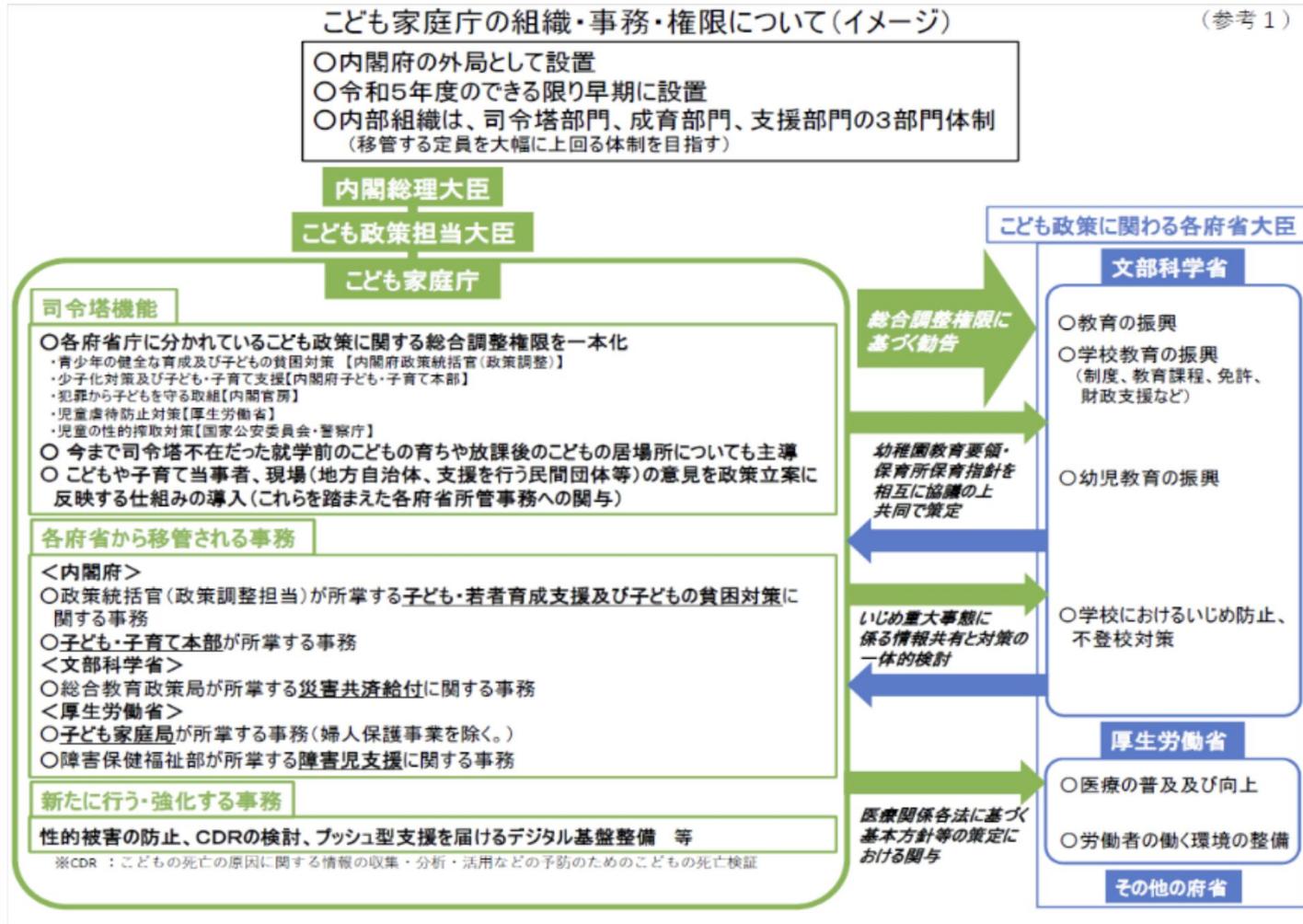
### 宇地原栄斗

- ✓ 1995年生まれ、沖縄県那覇市出身。
- ✓ 沖縄県立開邦高校を卒業後、東京大学教育学部に進学。
- ✓ 大学時代からLFAでのボランティア、インターン活動に取り組み、子ども達への支援を行う。
- ✓ 2019年、新卒でLFAに入職し、現場のスタッフ・マネージャーを務める。
- ✓ 現在は東京都葛飾区、埼玉県戸田市、茨城県つくば市のエリアマネージャーを担当。
- ✓ 2023年度4月より子ども家庭庁が設置する子ども家庭審議会のこども居場所部会において委員を務める。
- ✓ 2023年度4月より葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会委員を務める。

1. はじめに(こども支援に関する国の動き)
2. こどもの居場所づくりに向けた動きについて
3. Learning for All のこども支援、居場所づくり
4. 最後に

## ポイント①:こども家庭庁創設

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども政策の司令塔として「こども家庭庁」が創設された。縦割りを打破し、こどものウェルビーイングの実現のための取り組みを進める。



## ポイント①:こども家庭庁創設

- 内部組織は3つの構成。司令塔部門、成育部門、支援部門。成育部門が全てのこどもに関する政策を、支援部門が様々な困難を抱えるこども・家庭を担当。

### 機構・定員

#### 体制と主な事務

- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門（1官房2局）体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す

#### 企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

#### 成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

#### 支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

## ポイント②:こども基本法の施行

こども基本法の概要	
<b>目的</b>	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。
<b>基本理念</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること</li><li>② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること</li><li>③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること</li><li>④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること</li><li>⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保</li><li>⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備</li></ol>
<b>責務等</b>	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力
<b>白書・大綱</b>	○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）
<b>基本的施策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映</li><li>○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備</li><li>○ 関係者相互の有機的な連携の確保</li><li>○ この法律・児童の権利に関する条約の周知</li><li>○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等</li></ul>
<b>こども政策推進会議</b>	○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 <ol style="list-style-type: none"><li>① 大綱の案を作成</li><li>② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進</li><li>③ 関係行政機関相互の調整 等</li></ol> ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
<b>附則</b>	施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討 <sup>2</sup>

## ポイント②:こども基本法の施行

### <こども基本法の重要な点>

- **子どもの権利を保障する理念法として成立**
  - 差別的な扱いの禁止
  - 生活保障・保護・教育を受ける機会の保障
  - 意見表明権・社会的活動への参画機会の確保
  - 最善の利益の優先考慮
  
- **子どもの権利保障のために取り組むこと**
  - **国の役割**
    - 「こども大綱」を策定し、こども政策の方針を策定すること
    - 「こども家庭庁」にて「こども政策推進会議」を行い、こども施策の重要事項の審議・実施推進を担当すること
  - **都道府県・市町村の役割**
    - それぞれこども計画策定の努力義務を負うこと
  - **事業者・国民**
    - こどもの権利擁護が努力義務に

## ポイント③:こどもの居場所づくりへの注目

- これまで民間主導で進められてきたこどもの居場所づくりが改めて、こどもの健やかな育ちに必要なものとして捉えられ、国としても居場所づくりに力を入れ始めている。
- こども家庭審議会の中には「こどもの居場所部会」が設置され、「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定を進めている
- 令和6年度改正の児童福祉法ではこどもの居場所が法定事業として定められている(児童育成支援拠点事業)



1. はじめに(こども支援に関する国の動き)
2. こどもの居場所づくりに向けた動きについて
3. Learning for All のこども支援、居場所づくり
4. 最後に

そもそも、なぜ居場所が  
求められているのか？

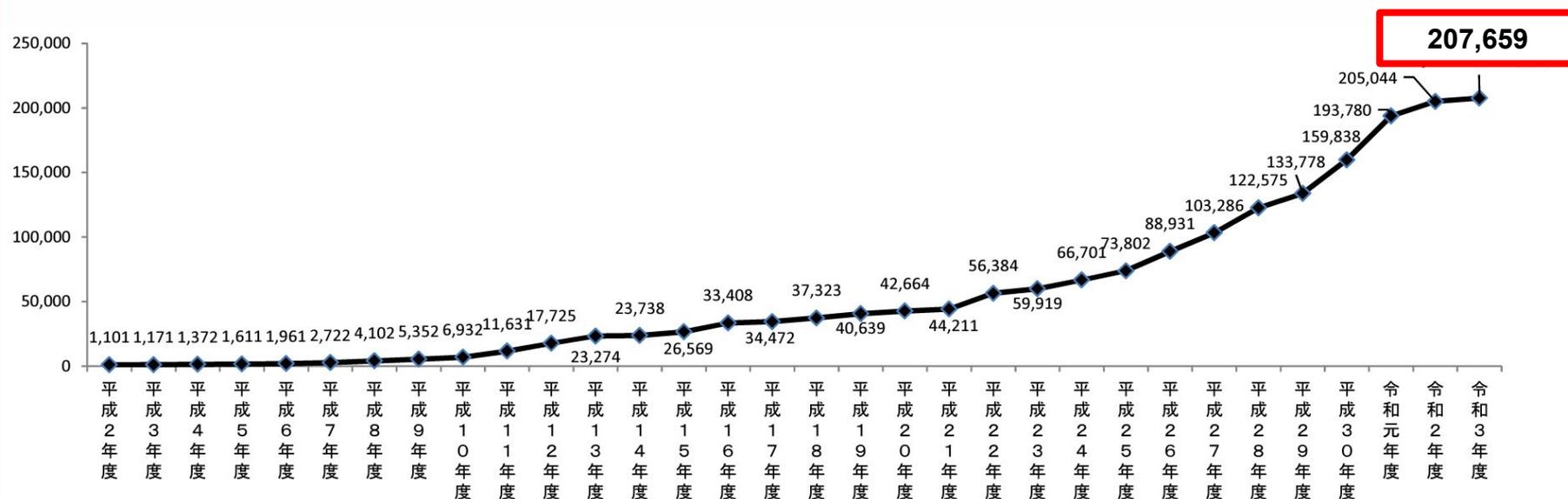
居場所づくり指針の中では居場所が求められる背景について以下のようにまとめています。

- 人間は社会的な動物であり、肯定的・開放的な関係の中に **自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠な要素** である。居場所がないことは、人のつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題である。
- 一方で地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、**「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている**。特に過疎化が進展する地方部では、こうした傾向が一層懸念される。
- **厳しい環境で育つこども・若者は、居場所を持ちにくく、失いやすい** と考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある



## 2.こどもの居場所づくりに向けた動きについて

同時に子どもたちを取り巻く環境や課題の深刻化も居場所づくりが求められる社会的な背景となっています。児童虐待相談対応件数は右肩上がりです。過去最高を記録しています。

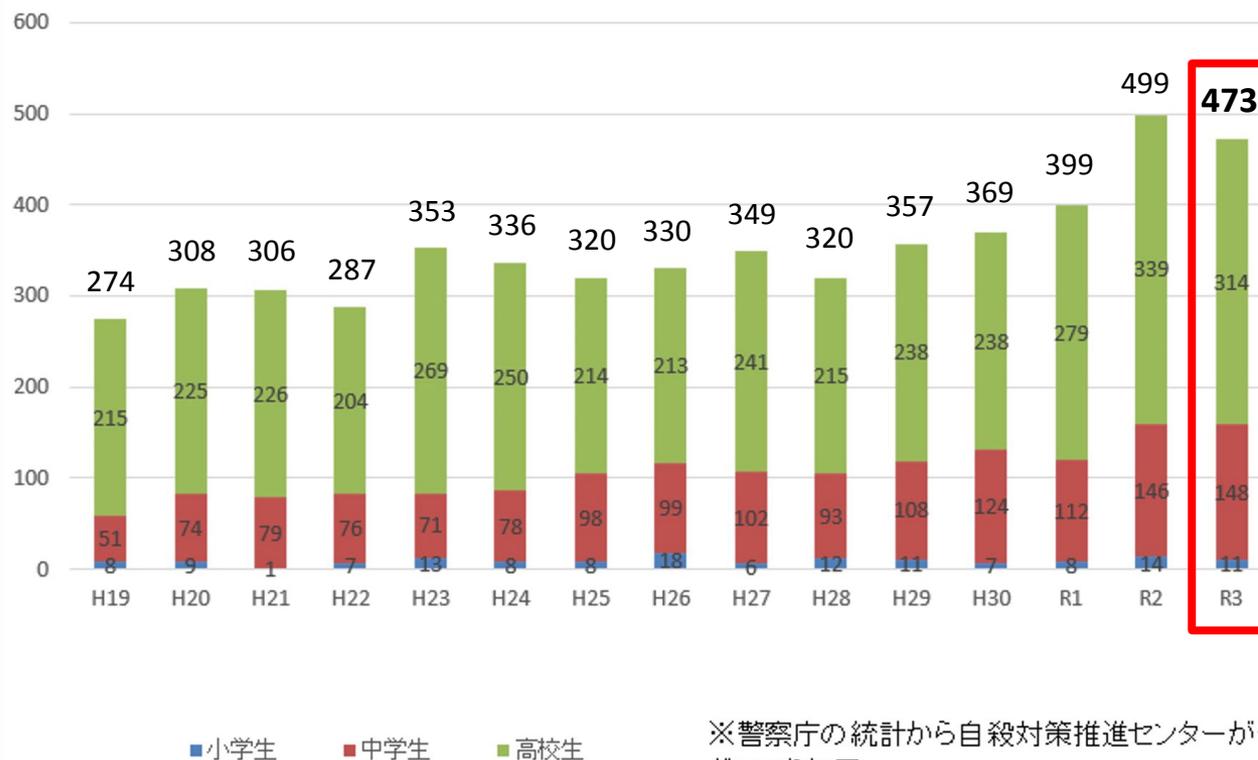


■厚生労働省

「令和4年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」より

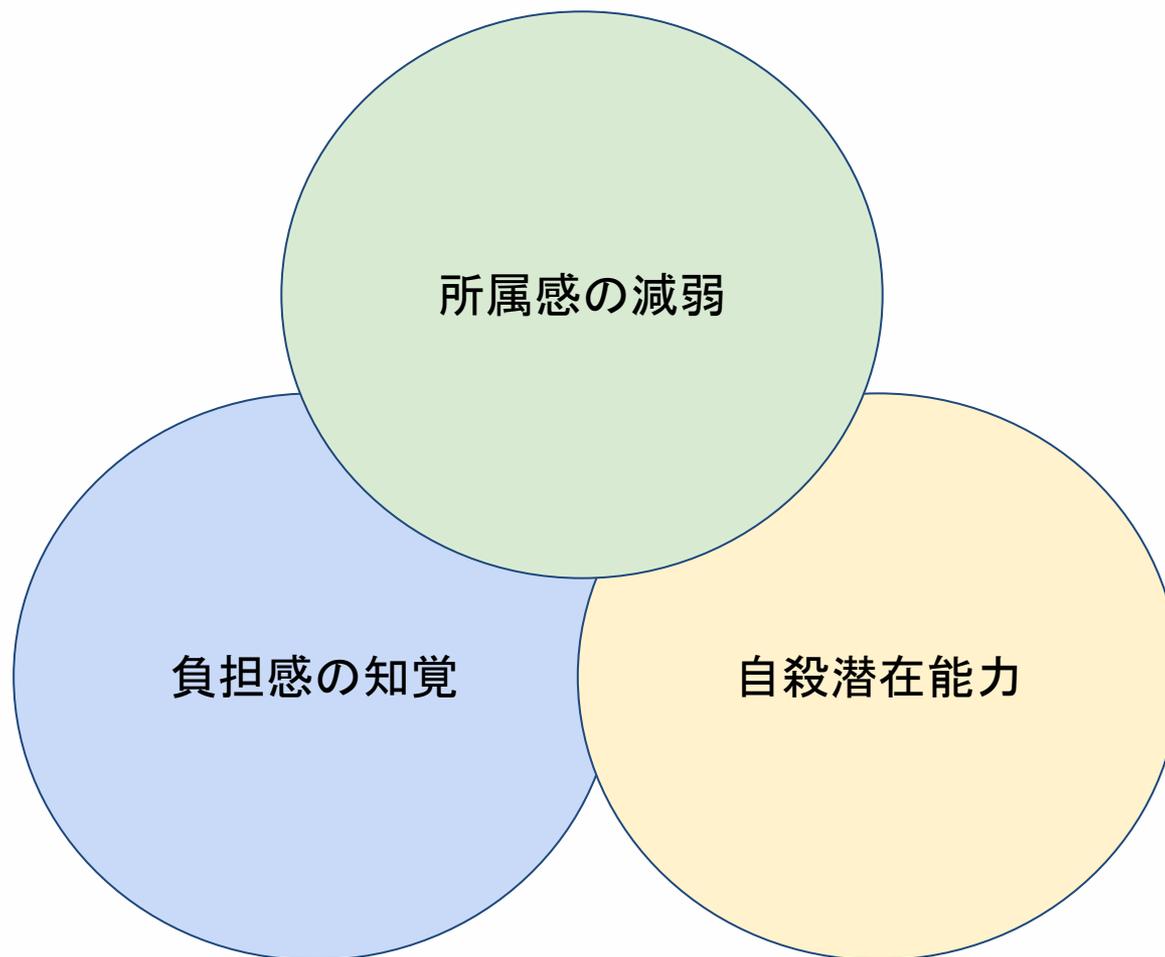
## 2.こどもの居場所づくりに向けた動きについて

児童生徒の自殺者数も、令和3年には過去2番目となる473名を記録しました。  
※3/1付の文部科学省の発表では、令和4年には「512名」の暫定値も発表されています。



■文部科学省  
「コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について」より

Joinerらによる自殺の対人関係理論では自殺を起こす3つの要因の一つに「所属感の減弱」があり、自分の居場所がなく、孤独を感じるこどもがこどもの死にも繋がり得る。



こどもが孤立せず、地域の中で健やかに育つためには  
居場所が必要であり、そうした環境を  
こどもと共に作ることが求められている。

Question!

「”居場所”と聞いて何を思い浮かべますか？」

## 2. こどもの居場所づくりに向けた動きについて

実際に居場所と呼ばれるものは多様で広がりがあります。居場所づくりにおいては様々なニーズや特性を持つ子どもが自分に合った居場所を持つことが重要です。

ユニバーサル/ポピュレーション

対面 (リアル)

仮想 (オンライン)

ユニバーサル/ポピュレーション：全ての子ども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ\*

放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団

公園や校庭、プレーパークなどの外遊び

ユースセンター/青少年拠点 など

オンラインでの体験活動等

混在型：両者が混在している居場所

フリースペース こども食堂

校内カフェ 学習・生活支援の場 など

オンラインの居場所

ターゲット/ハイリスク：特定のニーズを持つ子ども・若者を主な対象（利用者の制限有）とする居場所

放課後等デイサービス

若者シェルター 児童育成支援拠点事業

特定のニーズを抱えた子ども・若者向け施設・場

↳ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など

オンラインの居場所  
(オンライン相談支援等)

など

ターゲット/ハイリスク

\* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

こども家庭庁の居場所部会では「居場所づくり指針」の閣議決定に向けてこれまで議論を重ねてきました。委員の意見だけでなく、調査・団体インタビュー・こどもヒアリングなどを行っています。指針では居場所は以下のように定義をしています。

- こども・若者が過ごす **場所・時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になりえる**。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとりうるものである。
- こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、**こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている**。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。
- したがって、その場や対象を **居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めること** であり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、**こども・若者の主体性を大切にすることが求められる**。



こども自身がどう感じるかによって居場所かどうかが決まるという考えは、子どもの権利条約における子どもを一人の人間、権利の主体として尊重する考え方とも共通するものです。



子ども権利条約の父  
ヤヌシュ・コルチャック  
(ポーランド人医師、児童文学作家)

子どもはだんだんと人間になるのではなく、  
すでに人間である。

彼らの理性に向かって話しかければ、我々のそれ  
に応えることもできるし、  
心に向かって話しかければ、我々を感じとつてもく  
れる。

子どもは、その魂において、  
我々がもっているところのあらゆる思考や感覚をも  
つ才能ある人間なのである。

一方で「こどもの居場所づくりに関する指針」の中では居場所かどうかはこどもが決めることと同時に大人が居場所づくりを進めていくこととの葛藤についても触れられています。

- 居場所とは、**こども・若者本人が決めるものである一方で**、**居場所をつくること(居場所づくり)とは、第三者が中心となって行われる**ものであるため、**居場所と感ずることと、居場所づくりには隔たりが生じ得る**。こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、この隔たりを認識することが必要である。
- こうした隔たりを乗り越え、居場所づくりにより形成される場がこども・若者にとっての居場所となるためには、**こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要**である。



ここで少しワークを試してみましょう！  
4人1組のグループを作ってください。  
(どうしても余る場合は4以上でもOK)

皆さんは、本日ある子どもの支援方針を決める協議会に参加しています。その場には、議論のファシリテーター、学校教員、ケースワーカー、警察の4つの役割を持った人が集まっています。

それぞれの人は基本的には、同じ地区で活動しており、同じ子どもや世帯と接点を持っています。しかし、それぞれ異なる接点や情報を持っているため、本日集まって、ある子どもへの支援計画を練ることにしました。

今から、皆さんにそれぞれの役割とその役割が現時点で持っている情報が書かれたものを配布します。隣の人に見えないように、4分間でその情報を読み込んでください。

### ■議論のファシリテーター

タイムマネジメントをお願いします。

### ■学校教員(担任)

中学校でアイさんの担任。数学を教えている先生。

### ■ケースワーカー

困難に直面して生活に困っている人々の相談に乗り、救済措置を採ることを仕事とする人。職場は主に福祉事務所や児童相談所、老人福祉施設、養護施設、精神保健福祉センターなどである。

社会福祉主事、身体障害者福祉司、医療関係者、支援団体と連携しながら、直接、相談者から話を聞いて問題の解決に当たる。

### ■警察

交番勤務から地区の警察署の職員までの立場の警察官をイメージ。

第1回目の集まりです。  
まずは、お互いに持っている情報を共有しましょう。

- ✓ 自分はどのような情報が見えていましたか？1人1～2分程度、計7分で共有しましょう
- ✓ 時間が残ったら、質疑応答の時間としましょう
- ✓ その後は、個人で以下のことを整理する時間を3分間取ります。
  1. 子どもにどのような支援をする必要がありますか？

### 第2回目の集まりです。 子どもへの支援の計画を考えましょう。

- ✓ 以下の点について1人1～2分程度、計7分で共有しましょう。
  1. 子どもにどのような支援をする必要がありますか？
  2. 子どもは何を求めている/何を困っていると思いますか？
- ✓ その後時間が許す限りディスカッションをしてください。できれば支援の方針が決まるところまでやってみてください。もちろん時間が限られているので結論までいかななくても大丈夫です。

日本では子どもの権利に関する理解や意識が社会全体に浸透しきっていない現状があります。同時に子どもの声を尊重していくという文化自体が未成熟な状態です。

- **国連からの勧告**

- 「1. 差別の禁止、2. 児童の意見の尊重、3. 体罰、4. 家庭環境を奪われた児童、5. 生殖に関する健康及び精神的健康、6. 並びに少年司法」について特に重要度の高い課題として勧告を受けている

(国際連合 CRC/C/JPN/CO/4-5 仮訳配布: 一般 2019年3月5日 原文: 英語 児童の権利委員会日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見\*)

- **大人の意識調査**

- セーブ・ザ・チルドレンが2019年夏、全国の15歳から80代までの3万人を対象として実施した「子どもの権利に関する意識調査」によると、「子どもの権利条約を聞いたことがない大人」が約4割\*\*

- **子どもの意識調査**

- 日本財団が、2023年全国の10～18歳の男女を対象に実施した「こども1万人意識調査」によると、こども基本法について60%以上が「聞いたことがない」と回答\*\*\*

\*2017年に提出した子どもの権利条約に関する内容に対するもの

\*\*セーブ・ザ・チルドレンウェブサイト<https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2023/20230501-88166.html>

\*\*\*日本財団ウェブサイト<https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2023/20230501-88166.html>

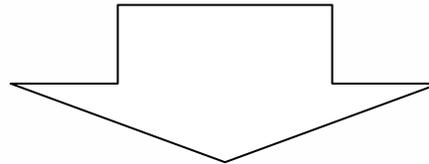
### 活動をする中で出会った子どもの声

---

「自分が我慢すれば良い」

「自分がどうしたいのかなんて考えたことがない」

これまでの生活や経験で色々なことを我慢して生き抜いてきた。  
そうした中で自分自身の意志すら奪われている状況がある。  
当たり前持っている権利すら主張しようと思えない子どもがいる。  
そもそも、諦めの気持ちを口にすることすら安心できる場でないと難しい。



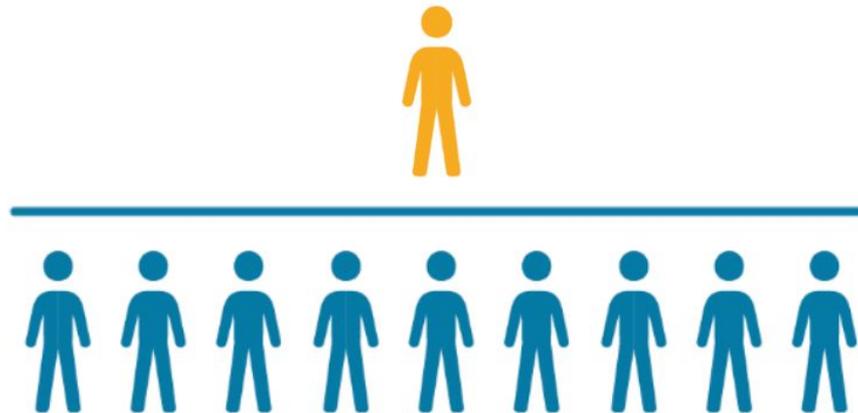
**子どもの声を聴こうとするだけでなく  
子どもが自分の思いや声を安心して  
表現できる社会を作る必要がある**

1. はじめに(こども支援に関する国の動き)
2. こどもの居場所づくりに向けた動きについて
3. Learning for All のこども支援、居場所づくり
4. 最後に

## 解決したい課題は、「子どもの貧困」

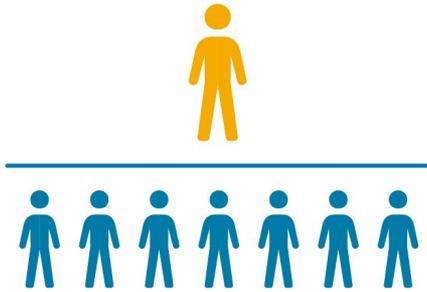
日本でいう「子どもの貧困」とは、**相対的貧困**のことを指し、  
「年間の手取りの中央値の半分以下で暮らしている状態」と定義されています。

日本の子どもは **9人に1人(11.5%)が貧困状態** にあります。



出典:「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」(厚労省)

## 日本の子どもの7人に1人が「貧困」状態



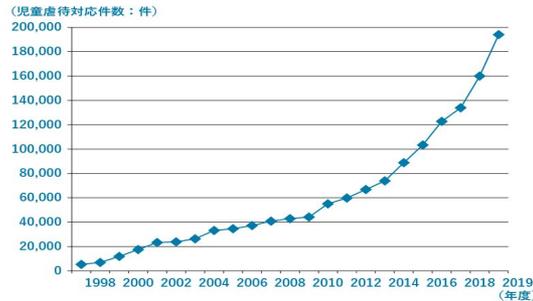
## 不登校率の上昇

小学校・中学校における不登校児童生徒の割合の推移



## 児童虐待相談対応件数は、年間19万件以上。

児童虐待件数の推移



## 日本語指導が必要な外国籍の子ども

公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数 (左図) 及び日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 (右図)



## 国や自治体・教育機関は、 十分な支援を提供していないのですか？

困難を抱える子どもたちに対しては、  
「学校」「地域」「家庭」の様々な場面で、  
多様な主体がサポートを行っています。

しかし、支える大人側にも、直面している課題・困難があり、  
それゆえに、サポートの網目からこぼれ落ちてしまう子どもたち **が**  
いるというのが現状です。



## 子どもたちを支援している大人たちにも、 それぞれの立場で様々な制約があり、 十分な支援の提供が難しい 実態があります。

### 家庭(行政による支援)

- 人手が足りない。
- 学校やSSWとも情報交換できればと思うが、最近は**個人情報の関係で連携が一層難しく**なったように思う。
- 保護者支援が主なため、子どもの様子は情報が入らないことも…。
- **子どもの支援現場がどこにあるか、どう繋いでいいか** わからない…。



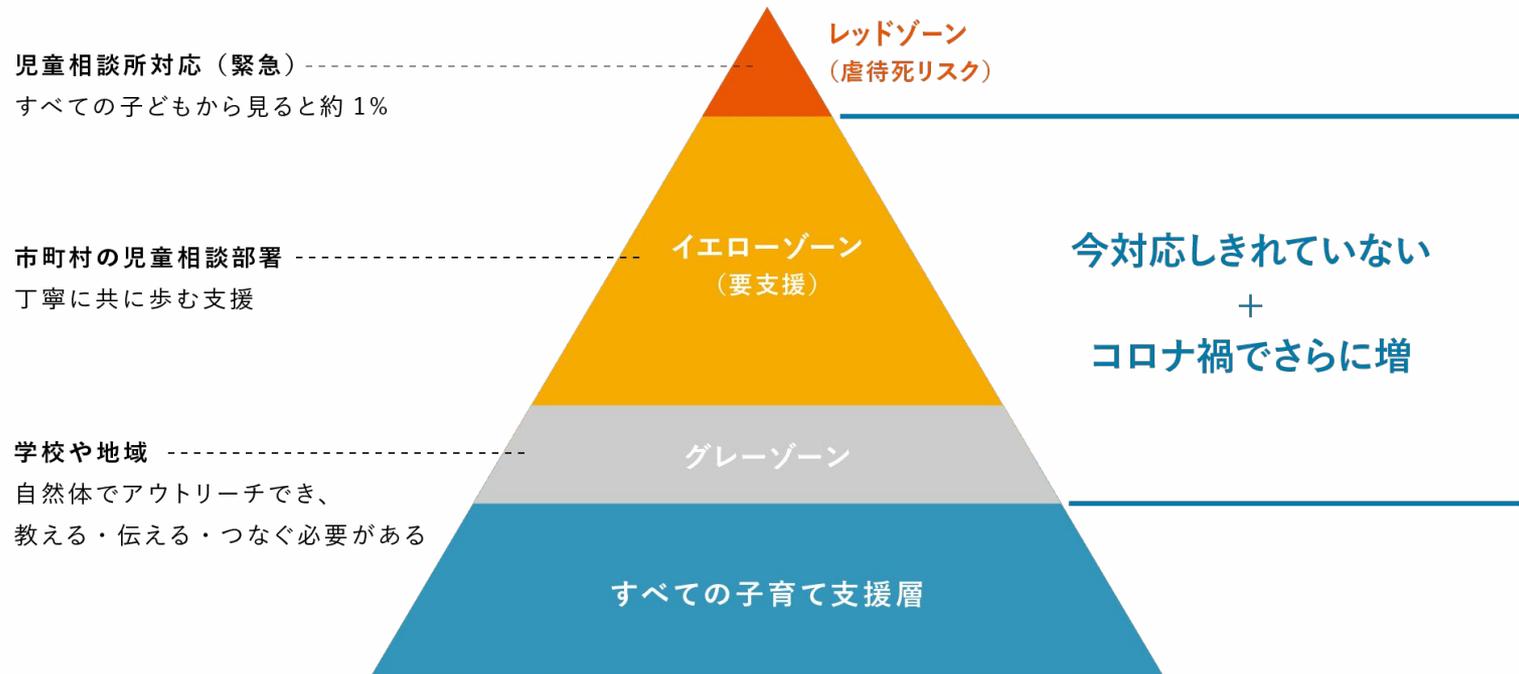
### 学校

- 時間が足りない、人手が足りない。
- 相談するにも**個人情報をどこまで伝えていいのか**…。
- ケースごとに相談先も違うし、どこに相談したらよいか…。
- 他機関との連携も大事。連携先の情報がもっと欲しい。
- **学校からの申請がないと動けない**…。

### 地域(学校外の支援)

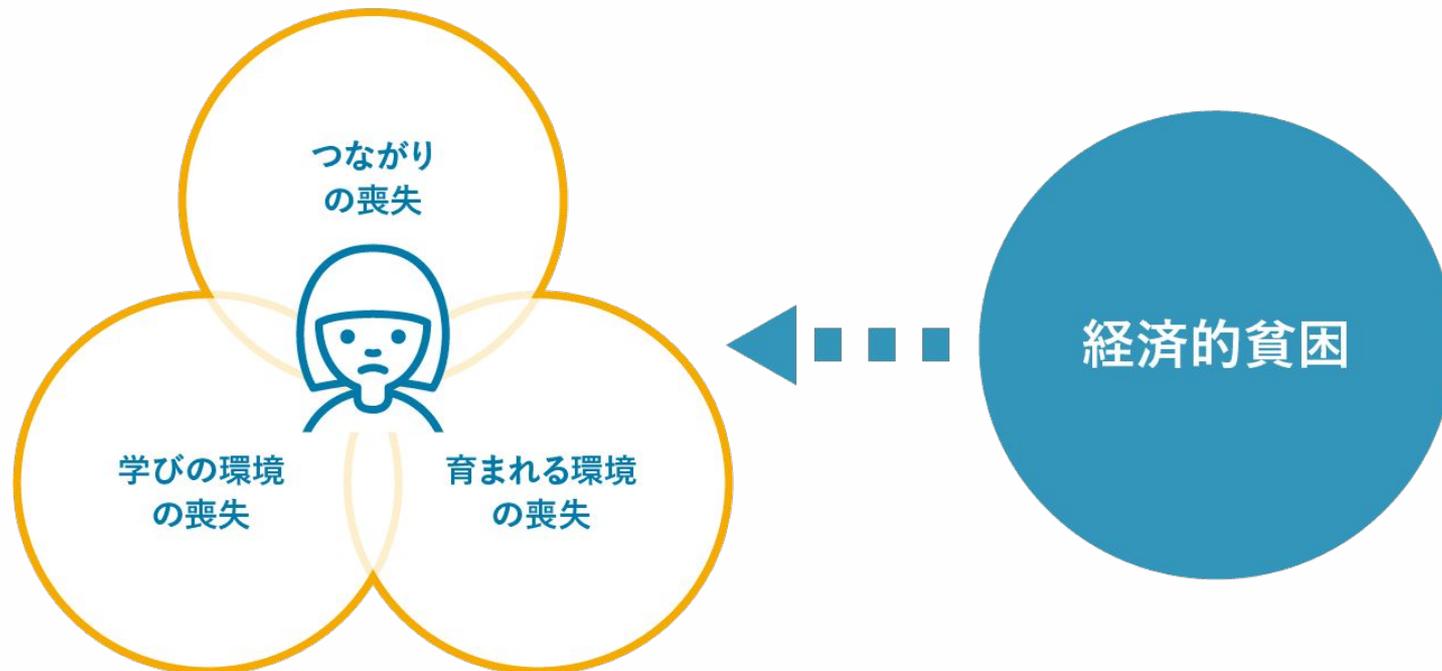
- 他の関連機関ともっと子どもの様子を共有できれば、より良いサポートができるのに…。
- 気になる子がいても、どこに相談したら良いのか…。

また、特にリスクの高い“レッドゾーン”の子どもたちと、  
問題のない子の中に位置する  
“イエローゾーン”に多くの子どもたちが存在 し、  
そのボリュームゾーンへの支援が特に足りていません。



※大阪府立大学 山野則子教授「学校・家庭・地域の教育力を機能させる仕組み作り～学校プラットドームの実現に向けて」を元に改変

このように、むしろ経済的な基盤がないことを背景として、  
本来子どもたちの健やかな育ちに必須である  
「つながり」「学びの環境」「育まれる環境」を喪失しやすい  
ということが、  
問題を複雑にし、**自立を阻む大きな障壁** となっています。



## LFAの提供する支援メニュー

6～18歳の子どもの状況に合わせ、幅広い支援内容を柔軟に展開しております。



居場所づくり



学習支援



食事支援



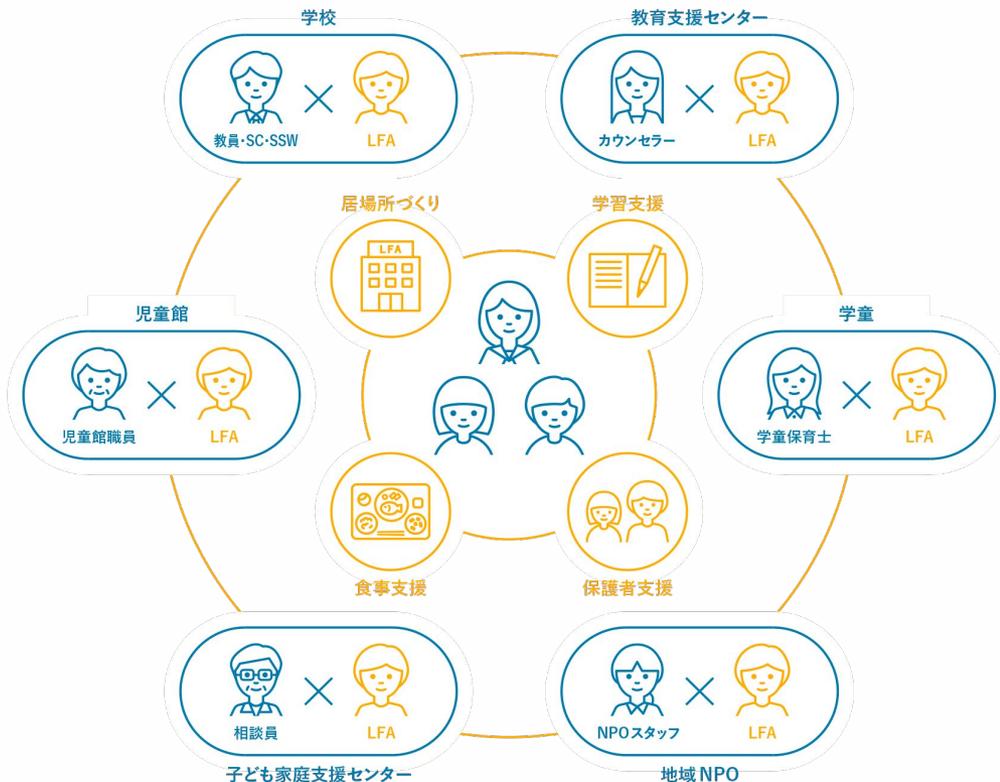
訪問支援



保護者支援

## 「地域協働型子ども包括支援」の実践

地域のあらゆる立場の **大人たちのネットワークをつくり**、  
**支援の必要な子どもを見のがさず、早期につながる。**  
**成長段階に合わせ、必要なサポートを6～18歳まで切れ目なく行う。**  
**そんな「地域協働型子ども包括支援」を展開しています。**



地域の大人の  
支援ネットワーク作り

×

子どもたちへの  
包括的な支援提供

## 居場所づくり

小学1年～高校3年生の子どもたちに、**安心して過ごせる居場所を提供**しています。

基礎的な生活習慣が身についていない子ども、複雑な家庭環境により人との接し方がわからない子ども、発達障害を抱える子どもなどに、個別の子どもの課題や強み、保護者の状況にあわせた**個別の支援計画をたて、一人ひとりに寄り添った支援を**しています。

#### 小学生の居場所

生活習慣の学び直しや遊び・学習サポートとして、  
学童保育のような形で週5日運営。



#### 中高生の居場所

不登校や家庭・学校に居場所がない  
子どもを対象に週3日運営。



## LFAの居場所づくりの特徴

### ①健やかに育つ基盤づくり

手洗い・うがいや歯磨きといった**基礎的な生活習慣**を身につける**支援**、宿題の見守りなどによる**学習のサポート**、栄養バランスの整った**夕食の提供**、最大21時までの**預かり**をしています。

### ②一人ひとりの魅力が輝くサポート

それぞれの子どもにある課題や特性にあわせて支援計画を作り、**それぞれの強みを活かす支援**を行っています。

子どもたちの自己肯定感を高めるために、彼らが制作した作品の展示やプリントのファイリング、素敵なアクションを褒めるカードを送るなど、子どもたちの強みを可視化しています。

### ③多様性を認め合える仲間づくり

専門性・経験豊富な常勤スタッフが、子どもたちの感情に寄り添い一緒に考えながら、様々な困難を抱える子どもたちがお互いの**多様性を認め合えるような働きかけ**をしています。



## 大人ではなく子どもと共に居場所を作る



## 大人ではなく子どもと共に居場所を作る



## 学習支援事業

小学4年生～高校生世代(9～18歳まで)の子どもたちを対象に、  
地域や学校と協力して無償の「学習支援拠点」を運営しています。  
質の高さと継続性にこだわり、独自の研修を受けた大学生ボランティアが教師となって、  
日々の学習に課題を抱えた子どもたちに寄り添って勉強を教えています

### 学校内学習支援

学習遅滞の解消を目的とした1対3の担任制の指導。  
週1回×3か月のプログラムを年4回実施。



### 公民館学習支援

不登校・日本語に難等、学校での個別対応が難しい子を  
対象に週2回の1対1の個別指導を実施。



## LFAの学習支援の特徴

### ①学習の「質」へのこだわり

大学生のボランティア教師はLFA独自開発の量・質ともに**充実した研修**（約30時間以上）を必須受講。フィードバックにあたるスタッフを配置し、指導の**振り返り**を徹底することにより常に**授業のやり方や教材を改善**。教師1人に対して生徒2～3人の、一人ひとりに寄り添った個別指導を展開しています。



### ②確実に成果を出すために

生徒が確実に学習で成果を出せるよう、プログラム中は同じ教師と生徒たちで行い、3か月を区切りとした**継続的なプログラム**を提供しています。

信頼した教師と安心できる学習環境は、生徒の確実な学習効果に繋がります。

※夏は短期集中プログラム(5～7日間)



## 食事支援

子どもたちの健やかな育ちには、栄養のある食事がかせません。  
経済的な困難を抱えていたり、仕事で忙しい保護者の方に代わり、  
子ども食堂の他、フードパントリーや食料品の配送まで、  
様々な方法で子どもたちの「食」を支援しています。

### 子ども食堂

小学生～高校生世代(6～18歳まで)の子どもたちに、  
登録制で週5日の食事を提供。  
月2回は地域の大人・子どもを含めた  
食堂を開催しています。



### フードパントリー

LFAの支援拠点で野菜などの食料を並べ、  
無償配布する活動です。  
コロナ禍の緊急支援からはじめた活動を、  
今も継続して行っています。



### 食料品・物資の提供

経済的に厳しい状況に置かれた  
保護者の方からの声に応え、  
家庭に必要な食料品や  
生活物資を、直接配送しています。



## 訪問支援

2021年度は、家庭に訪問して子どもたちを個別に支援する

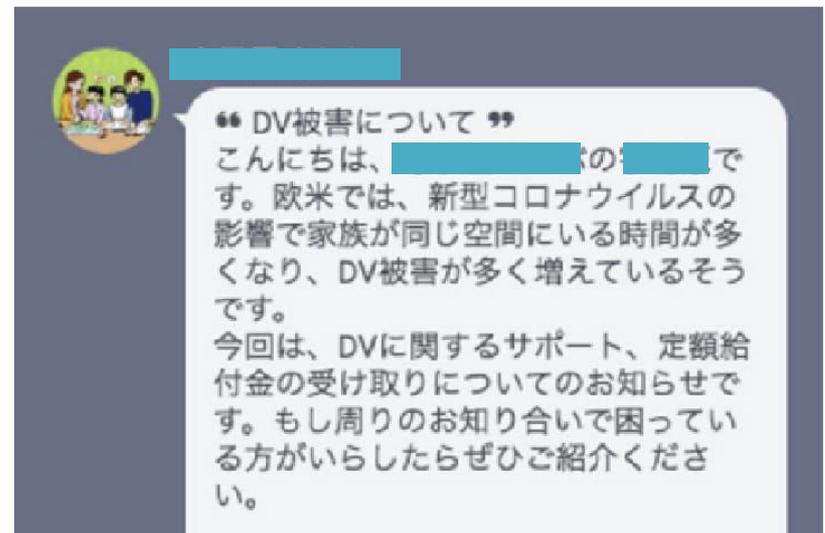
「訪問支援」の取り組みを強化しました。

さまざまな理由で拠点に直接通うことが難しい子どもたちのために、  
個別のニーズに合わせて、話し相手として近況や悩みを聞いたり、  
一緒に遊んだりすることで、子どもたちが安心して社会に踏み出せるよう、  
丁寧に伴走支援を行なっています。



## 保護者支援

子どもたちを支えるためには、保護者の方のサポートも欠かせません。  
LINEやメール、電話、対面と様々な手段を活用し、日々の悩み相談だけでなく、  
支援制度の紹介・窓口への繋ぎ等も対応。保護者さま同士の繋がりづくりとして、  
保護者会等も実施しています。



## 支援の必要な子どもたちと繋がるために

LFAでは、本当に支援が必要な子どもたちと繋がるために、  
日々の活動を通じた地域・学校・行政・NPOの方々との交流 を大切にしています。

例えば、居場所支援拠点の近くの公園では、  
地域の子どもたちと一緒に遊んだり、  
自治体のお祭りや行事にも、積極的に参加。  
誰でも参加できる「子ども食堂」の定期開催や、  
フードパントリーを通じた地域企業との連携など、  
LFAが主体となって、交流の場を設けることも。  
こうした 日々の地道な取り組みにより、  
様々なセクターの大人たちとの信頼関係を築き、  
「地域協働型子ども包括支援」の  
実践につなげています。

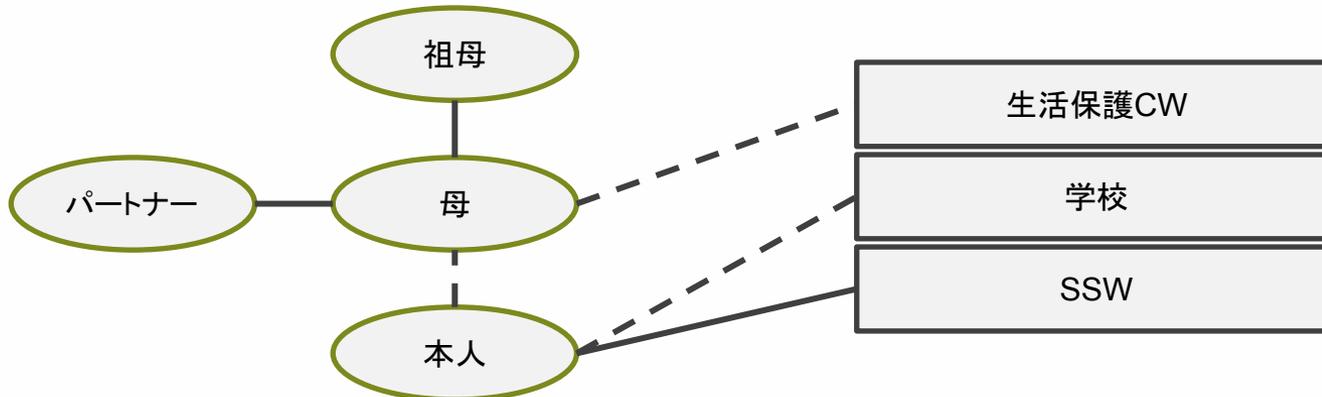


フードパントリーの様子

# 3.Learning for All のこども支援、居場所づくり ～事例紹介

【基本情報】 ※事例は個人情報に配慮し、複数のケースを統合・改変した架空のものになっています

- 家族構成
  - 母、本人(中学1年生)
  - 婚姻関係にはないが母のパートナーが家庭に頻繁に出入りしている
  - 近所に母方の祖母が住んでいるが高齢のため身の回りのサポートが必要となっている
- 経済状況
  - 両親の離婚をきっかけに生活保護を受給するようになる
- 母の状況
  - 祖母の介護を実質的に一人で担っており、子育てとの両立に負担を感じている
  - パートナーとの関係は続いているものの衝突することが多く、暴言・暴力に晒されることもある
  - ストレスから本人との関わりは薄くなっており、本人に対して暴言・暴力を振るうこともある
- 本人の状況
  - 母とパートナーの衝突、母からの暴言・暴力などが日常的に家庭の中で起こっており、家の中で安心できない時間が多い
  - 家庭でのストレスから学校などで周囲に攻撃的にあたってしまうことが増え、学校内でも居場所を持たず不登校気味となる
  - 学習にも集中ができず、2年生に上がってから学習遅滞が激しくなっている
  - 本人は母のことを好いており、周囲への相談が母を追い詰めると感じ自分の困りを誰にも話せずにいた
- 家庭をサポートする関係機関
  - 生活保護のケースワーカーがついているがパートナーが頻繁に家庭にいることを後ろめたく思った母が家庭訪問や電話等に応じようとしないため、接点をあまり持っていない
  - 学習の遅れや周囲との不和が顕著になったタイミングで学校がSWに要請をかけ、本人の支援がスタートしている



# 3.Learning for All のこども支援、居場所づくり ～事例紹介

## 【子どもの置かれている状況を考える】

- LFAが関わってきた子どもたちは経済的な困窮はもちろんだが、それ以外の様々な権利や機会をも奪われていた。



自分の思いを聞いてくれる機会  
(意見を表す権利12条)



栄養のある食事  
(生きる権利、育つ権利6条)  
(生活水準の確保27条)



心身の安全  
(あらゆる暴力からの保護19条)



本人らしく過ごせる居場所、体験の機会  
(休み、遊ぶ権利31条)



学ぶ機会(教育を受ける権利28条)

### 【支援の経過:子どもと出会う・繋がる】

- ①学校から紹介を受けたSSWが本人との面談を実施、学校からの申し送りでは学習面の困りが主であったが、学校での周囲との衝突や面談時の表情の暗さなどから、学習支援だけでなく本人の安心や寄り添いも必要ではないかと感じる。
- ②SSWが別のケースで関係性のあった地域のNPOが運営する学習支援教室を本人に紹介し、通うことになる。SSWは別のケースでの過去の連携実績から個別に子どもに寄り添いながら学習のサポートをしてくれることを理解していたため、子どものニーズに合うと感じ、リファーに至った。
- ③本人は学習支援教室に継続的に定期的に足を運ぶようになったが、教室の中では勉強に前向きに取り組めず、顔には表情がない様子であった。「お腹すいた」という言葉をよくぼそっと口にしていた。学習支援教室のスタッフは本人に学習を押し付けるのではなく、本人が過ごしたいようにして良いことを伝えながら寄り添う姿勢をとった。

### 【ポイントとなった関わり・意識・視点】

- ✓ 本人の発信する様々なメッセージや感情を意識し、関係性を作る( not opinion but views)
  - ex.)SSWのインテーク面談、学習支援教室での学習を強要しない関わり
- ✓ 関係機関同士の相互理解があることで丁寧なリファーが行える
  - ex.)SSWと地域NPOの関係性

## 【支援の経過:子どもを支える】

- ④半年間通い続け、学習には取り組まないもののボランティアとおしゃべりをして時間を過ごしていた。通い続けたある日、家庭で食事が出されないこと、母がパートナーから暴力を受けていること、進学への不安などを涙しながら口にするのがあった。また、本人はこのことを言うことで母が追い詰められないかを気にして誰にも話せずにいたとも語っていた。
- ⑤学習支援での発言をきっかけに行政の虐待相談に通告、自治体の支援員が家庭訪問等で母との接点を作ろうと試みるが、生活保護を受けている状態でパートナーがほぼ同居状態にあることを母が後ろめたく思っていたことから行政への抵抗感があり、着信や家庭訪問等に応じないことが多く密な関わりが作れない状況であった。
- ⑥状況の改善が見られないままであったが、3ヶ月ほど経った日の学習支援で本人の足と腕にあざがあるのが見付き、話を聞くと母からの暴力があったと話していた。通告を行い、行政から家庭訪問と母への指導が行われたが、これを機に母の拒否感は強まることになった。
- ⑦元々保護者もSSWに対しては心を開いていたため、行政からの指導があったことを愚痴として話すようになり、それ以降、家庭での困りや養育の負担から手が出てしまったことを話すようになっていく。会話の中で繰り返し行政が相談に乗ってくれること、SSWも信頼をしている人達であることを伝えていった。半年ほど経つ中で徐々に援助希求の姿勢が芽生え、SSWの同行を条件に相談窓口に行くことを決意してくれた。

## 【ポイントとなった関わり・意識・視点】

- ✓ 居場所の存在・応援の関係性が当事者の援助希求力を高めることに繋がる
  - ex.)本人が家庭での様子を口にする、母が相談窓口に行こうと思う
- ✓ 支援・介入・指導に対して当事者が不安を感じていること
  - ex.)母の行政への抵抗感・関わりの拒否
- ✓ 家庭への支援に必要な多様な役割・機能を多機関でのチームで担う
  - ex.)子どもの寄り添い、保護者への寄り添い、虐待の対応

### 【支援の経過:切れ目なく、持続可能な環境作り】

- ⑦本人の安心できる居場所と保護者の相談先ができたことで家庭内で抱えていた課題が少しずつ周囲の関係機関にも共有・相談されるようになっていく。保護者はSSWや自治体の支援員に対して、自身の養育・介護負担・パートナーとの関係性についての悩みを吐き出すことができるようになった。また、相談の過程で関係機関から苦勞への共感やそれでも虐待はしてはいけないことを繰り返し伝えられる。自身の苦勞の言語化と周囲からの共感や助言を踏まえ、母として本人との時間を最優先で大事にしたいという意向を持ち、介護支援を利用、本人との会話や食事の時間をきちんと取るようにした。本人は居場所があること、家庭内で母との関わりが増えたことで前向きな感情を口にすることが増え、学校で心を許せる友人が1人見つかった。
- ⑧本人は学習支援教室での努力もあり高校への進学が決定した。中学卒業に伴い、現行の学習支援も卒業することになる。本人の居場所がなくなることを危惧していた学習支援スタッフが本人と相談をしたところ、卒業後も通える居場所を見つきたいという希望を話してくれた。学習支援スタッフからSSWに相談を行う。
- ⑨相談を受けたSSWが別のケースで連携の実績のあった民間の居場所が本人にフィットすると感じ、問い合わせ。見学を取り付け、本人と一緒に訪問。スタッフが丁寧に接してくれたことを本人が気に入り、居場所に継続的に通うようになった(中学卒業後の現在も通っている)。

### 【ポイントとなった関わり・意識・視点】

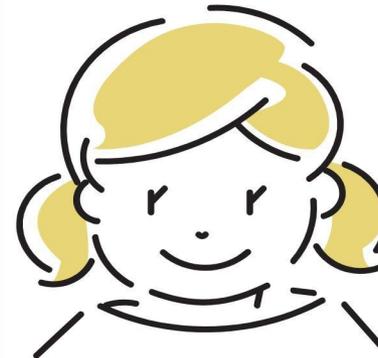
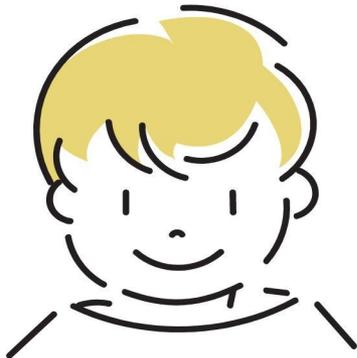
- ✓ 安心や共感がベースにあることで “耳の痛い”話も伝わっていく
  - ex.)母への寄り添いと虐待への指導
- ✓ 支援の切れ目を地域全体の社会資源を活かして埋めていく
  - ex.)学習支援の卒業と本人の居場所を探す
  - ex.)繋ぎを担うSSWが地域の社会資源への理解があった

### 【地域で子どもを支えていく上で大事にしていること①:子ども自身の声を尊重する】

- 子どもは経済的な困窮のみならず多様な背景、複雑な困難を抱えている。そうした状況に対して子どもなりのやり方で必死に生活をしている。
- その子が置かれている環境やその子自身の思いやニーズは周りの大人から見て誤解をされることも多い。その子がどうしたいのか、その子どもの声(opinionではなくview)を受け止める存在が必要。
- ただし、聞いても言ってくれるものではない。安心があり、信頼があって初めて子どもは語ろうと思ひ、言葉にするのも時間がかかる。子どもにとって安心安全な居場所の確保が支援の基軸になっていく。
- 子どもがいない場で子どもに関することが決められるという経験は自分の人生へのコントロール感を損ない、その後の人生でも子どもの意志や主体性を奪うことに繋がる。

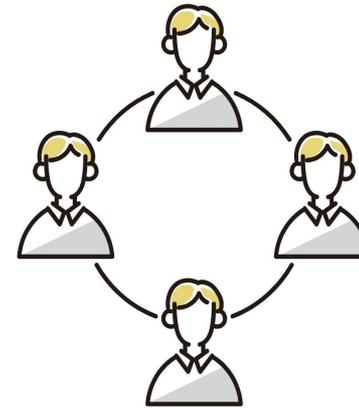
### 【地域で子どもを支えていく上で大事にしていること②:寄り添う関わりがあることで援助希求する力を高まる】

- 介入や指導が当事者にとって侵襲性の高いものであることもある
- 支援を受けることに対して抵抗を持つこと、前向きによくなろうと思えない状態であることも多い
- 寄り添いを続ける中で感情が言語化されたり、自身の困りが整理されていくことに繋がる
- 当事者にとっての多様な関わり、関係性を地域の中で保障していく必要性



### 【地域で子どもを支えていく上で大事にしていること③:支える大人の信頼関係・役割分担】

- 子どもが自分の意見や思いを言葉にできるようにするためには大人がその子どもに寄り添い、子どもの声を尊重し続けることが重要
- 同時に必要となる支援の提供や環境調整を子どもの自己決定を尊重しながら進めていくことが求められる。それは単一の社会資源が担うのではなく、複数の関係機関がそれぞれの強みや役割を意識しながら連携することが重要となる。
  - なぜなら子どもの置かれている環境は複雑であり、家庭の影響を多分に受けているからである
- 連携においては関係機関同士の信頼関係と相互理解が非常に重要。そうした関係があることで密な連携と支援の足並みが揃う。特に各機関の存在が子どもにとってどういう意味を持つかをお互いに理解する(子どもにとって関係機関が持つ意味を見誤った状態で支援を進めてことで、関係性が途切れることや子どもの安心が損われるリスクに繋がっていく)。
  - ex.)子どもの居場所を担っていた機関が保護者の指導も行うことで家庭と緊張関係ができ、子どもが居場所に通うことが難しくなる。



本日の結びとして、これからの鳥取の子ども達が健やかに生きていけることを願って、参加していただいた皆さんと共有したいことが3つあります。

---

1. 子どもたちの声から居場所がつくられていくこと
2. 大人が信頼し合い、協力することが子どもの笑顔に繋がる
3. 困難な環境にいる子どもたちも含め、誰も取り残さない視点

すべての子どもが自分の可能性に気づき、最大限に発揮できる。

そんな社会を実現させるために、私たちは走りつづけます。

子どもの貧困に、本質的解決を。

Learning  
for  
All 